

**高知市**  
**障害者計画・障害福祉計画・**  
**障害児福祉計画**  
**(平成30～32年度)**  
**(案)**

～げんき・いきいきプラン～

平成30年1月

高知市





## 目次

---

### I 序論

1 計画の性格 .....	1
2 計画策定の背景と趣旨 .....	2
3 計画期間 .....	4
4 計画策定への取組 .....	5
5 計画の点検・評価 .....	7
6 高知市障害者計画等推進協議会委員名簿 .....	7

### II 本論

#### 第1章 障害のある人の現状

1-1 身体障害者 .....	9
1-2 知的障害者 .....	12
1-3 精神障害者 .....	13
1-4 難病 .....	16

#### 第2章 基本理念 .....

18

#### 第3章 基本方針 .....

19

#### 第4章 計画の推進のために .....

20

#### 第5章 計画の概要 .....

22

#### 第6章 重点施策の概要 .....

23

#### 第7章 具体的施策

1 保健・医療の充実	
1-1 健康的な生活習慣づくり .....	24

1-2	保健・医療・福祉の連携	
	・難病患者への個別支援の充実	26
	・障害のある人と子どもの歯科保健の充実	28
2	生活支援の充実	
2-1	新たな相談支援体制の構築	29
2-2	生活支援サービスの充実	31
2-3	精神障害者の地域生活実現のための支援	33
2-4	社会参加・いきがいつくりの促進	35
2-5	権利擁護の推進	37
2-6	施設入所者の生活の質の向上	39
3	多様な雇用と就労の促進	
3-1	適性に応じた就労と職場定着の支援	40
3-2	障害者の就労に関する事業所の理解の促進	42
4	療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実	
4-1	地域連携体制の充実	
	・早期発見・早期療育システムの充実	43
	・サポートファイルの効果的な利用推進	45
	・重度の障害のある子ども(医療的ケア児を含む)への支援 のための関係機関の協議の場の設置	46
4-2	保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの 発達に応じた支援の充実	
	・就学前の支援の充実	47
	・学校教育の支援の充実(特別支援教育の充実)	50
	・放課後・長期休暇への支援の充実	54
	・卒業後に向けた支援の強化	56
5	家族支援の充実	59
6	啓発の充実	
6-1	障害への正しい理解と偏見・差別の解消	60
6-2	成人の発達障害のある人への理解と支援促進	63

7 生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり	
7-1 住居, 交通, まちづくり, 情報に関するバリアフリーの推進	
・住居, 交通, まちづくり .....	65
・情報 .....	68
7-2 災害時の支援体制の構築 .....	70

## 第8章 障害福祉サービスを円滑に推進するために

1 障害福祉計画・障害児福祉計画	
1-1 趣旨 .....	73
1-2 基本理念 .....	74
1-3 計画の基本的な考え方 .....	74
1-4 成果目標・活動指標 .....	75
2 成果目標	
2-1 福祉施設入所者の地域生活への移行 .....	77
2-1-1 福祉施設からの地域生活への移行者数 .....	77
2-1-2 施設入所者数 .....	78
2-2 福祉施設から一般就労への移行等 .....	79
2-2-1 一般就労への移行者数 .....	79
2-2-2 就労移行支援事業利用者数 .....	80
2-2-3 就労移行率 .....	81
2-2-4 職場定着率 .....	82
2-3 地域生活支援拠点等の整備 .....	83
2-4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	83
2-5 障害児支援の提供体制の整備等 .....	83
3 活動指標	
3-1 障害福祉サービスの見込量 .....	84
3-1-1 日中活動系 .....	84
3-1-2 居住系 .....	94
3-1-3 訪問系 .....	97
3-2 障害児通所支援の見込量 .....	102

3-3 相談支援の見込量 .....	107
3-4 平成30年度からの新規サービスの見込量 .....	112
3-5 地域生活支援事業	
3-5-1 地域生活支援事業について .....	114
3-5-2 地域生活支援事業の見込量について .....	118

### Ⅲ 資料

ニーズ調査 .....	123
意見交換会 .....	124





# I 序論



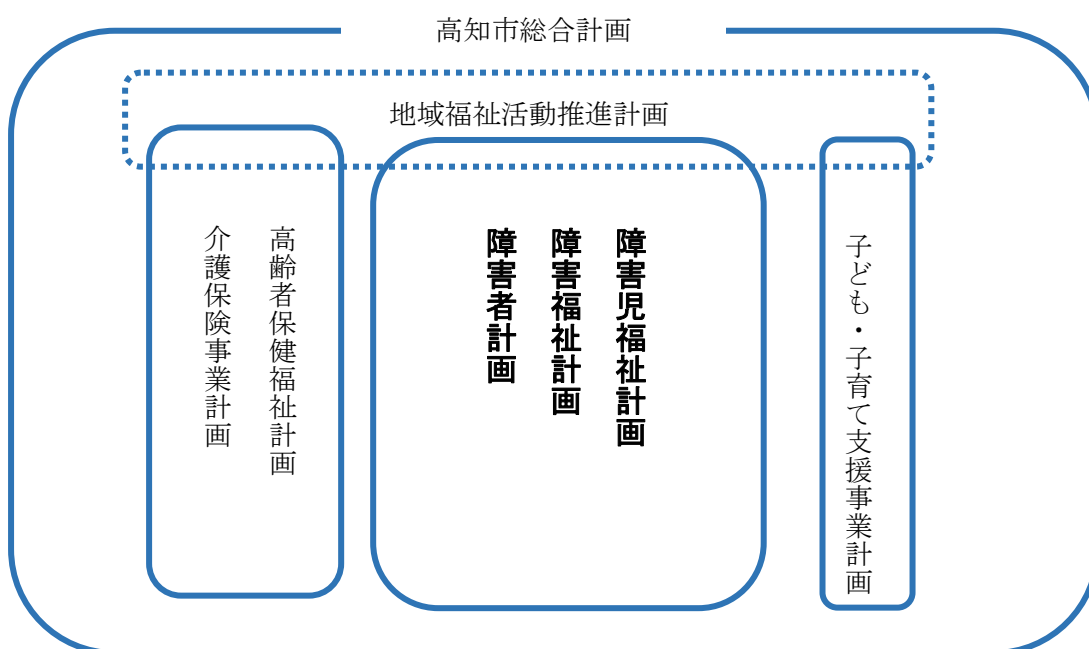


# 1 計画の性格

高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、高知市総合計画を上位計画とし、高知市高齢者保健福祉計画、高知市子ども・子育て支援事業計画、高知市地域福祉活動推進計画等、関連する保健福祉計画との整合性をもって策定しました。

障害者計画は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づき、障害者施策全般の取組方針を示したもので、障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。平成17年法律第123号)第88条に基づき、障害者計画に定める障害福祉サービス等の計画的な基盤整備をはかるために策定したもので、前期までは両者を一体的に定め、高知市障害者計画・障害福祉計画としてきました。

今期の計画におきましては、児童福祉法の一部を改正する法律の施行(平成30年4月1日施行)に伴い、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に基づき、障害者計画に定める障害児通所支援及び障害児相談支援等の基盤整備をはかるために策定が義務化された障害児福祉計画についても一体的に定めることになりました。



## 2 計画策定の背景と趣旨

(はじめに)

国においてはこれまで、障害者基本法の改正（平成23年公布・施行）、障害者自立支援法の改正（平成25年度より障害者総合支援法として施行）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）の制定（平成23年公布・平成24年施行）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定（平成25年公布・平成28年施行）、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（同）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の改正（平成25年公布・平成26年施行）等、障害者施策に関する法律の整備が行われてきました。そして、平成26年1月、障害者の権利及び尊厳の保護・促進の観点から、国際連合の「障害者の権利に関する条約」を締結しました。

その後も、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立（平成26年公布・平成27年施行）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立（平成28年公布・施行）、「発達障害者支援法」の改正（同）、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成28年公布・平成30年4月施行）等、様々な制度改革が行われ、近年、障害者施策を取り巻く状況は大きく変わってきています。特に平成30年4月施行の障害者総合支援法の改正においては、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が盛り込まれています。また、障害のある子どもへの支援について、ニーズの多様化にきめ細かく対応するため、支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことも趣旨として明記されています。

また、平成28年7月には、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置し、更には「地域力強化検討会」の設置（同年10月）を経て、平成29年9月には地域力強化検討会の最終とりまとめにおいて、2020年代初頭の障害者、高齢者、児童等の全世代、全対象の「地域共生社会」の全面展開を目指す方向性が示されました。その中では、従来の制度、分野ごとの「縦割り」の福祉施策





では解決できない課題が増えてきたことにより、「支え手」「受け手」という一方向の関係から、住民ひとりひとりが「我が事」として地域に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる関係へと見直しが図られています。

今後、「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組が求められています。

#### （国・高知県の障害者施策に関する計画）

国は、平成24年に「第3次障害者基本計画（平成25～29年度）」を策定し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、各分野の施策に共通する横断的視点として、①障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援、②当事者本位の総合的な支援、③障害特性等に配慮した支援、④アクセシビリティ<sup>※1</sup>の向上、⑤総合的かつ計画的な取組の推進を掲げています。

また、障害福祉計画について、第1期（平成18～20年度）、第2期（平成21～23年度）、第3期（平成24～26年度）、第4期障害福祉計画（平成27～29年度）に続き、第5期（平成30～32年度）を位置づけ、主なポイントとして、①地域における生活の維持及び継続の推進、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③就労定着に向けた支援、④障害児のサービス提供体制の計画的な構築、⑤地域共生社会の実現に向けた取組、⑥発達障害者支援の一層の充実を掲げています。

高知県は、前計画（平成15～24年度）を経て、高知県障害者計画（平成25～34年度）を策定し、基本理念としてノーマライゼーション<sup>※2</sup>を掲げ、施策の基本的方向として、①ともに支え合う地域づくり、②安心して暮らせる地域づくり、③いきいきと暮らせる地域づくり、④南海地震等の災害への備えを掲げています。

また、障害福祉計画について、第1期（平成18～20年度）、第2期（平成21～23年度）、第3期（平成24～26年度）を経て、第4期高知県障害福祉計画（平成27～29年度）を策定し、方向性として、①「共生社会」の実現、②「高知型福祉」の実現を掲げています。

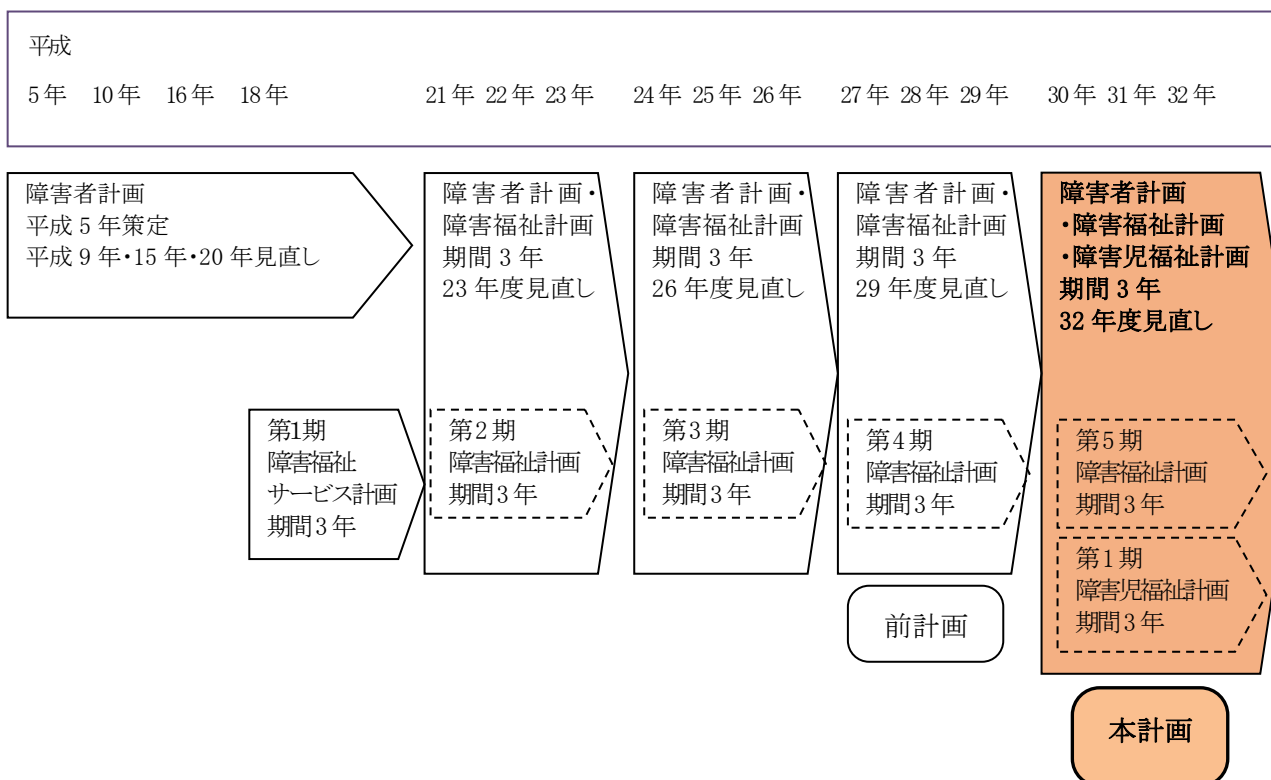
### (本計画の趣旨)

本市では、平成5年度に最初の高知市障害者計画を策定して以降、数回の改定を経ながら障害者施策の充実に努めてきました。また、平成18年度には、障害者自立支援法に基づく高知市障害福祉サービス計画を策定し、福祉サービスの計画的な基盤整備の実施に取り組んできました。平成21年度から、高知市障害者計画・障害福祉計画として両者を一体的に定め、平成24年度、平成27年度の改定を経てきました。更に平成30年度からの児童福祉法に基づく高知市障害児福祉計画も一体的に定め、本計画に至っています。

本計画は、前述のように大きく変わる障害者施策を取り巻く状況や、本市の障害のある人を取り巻く現状を踏まえたうえで、障害のある人の自立や社会参加をはじめとする総合的な支援の充実を図るために策定し、新たな施策を推進していくものです。なかでも、生活支援や就労支援、障害児支援等について、重点的に取り組むこととします。

## 3 計画期間

障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画とも平成30年度を初年度とし平成32年度を目標とする3か年計画とします。





## 4 計画策定への取組

計画策定の事務局体制として、関係各課職員で構成する合同事務局を健康福祉総務課に設置しました。

計画策定にあたり、本市の障害のある人や子どもの生活実態及びサービスニーズを把握するため、ニーズ調査及び意見交換会を各分野で実施しました。また、本市設置の自立支援協議会及び就労検討会、相談支援検討会においても課題検討を実施しました。

なお、施設や特別支援学校<sup>※3</sup>に対しては、高知県との役割分担の中で、高知県がニーズ調査を実施しました。

これらの意見や調査結果は、市民公募委員3名を含む、団体代表、医療・福祉関係者、学識経験者等合計 16 名の委員からなる高知市障害者計画等推進協議会に報告し、検討され、計画に反映しました。特に平成 28 年度からは、障害者計画等推進協議会公募委員として障害当事者公募委員枠を設定し、障害当事者の公募委員としての意見反映の機会を、より確固たるものとししました。

また、課題の認識や今後の具体的取組を全庁的なものとするために、健康福祉部、こども未来部だけではなく、教育委員会等の関係部局も必要に応じて参加し、現行施策についての報告・課題の分析を行いました。

---

※1 アクセシビリティ  
施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ

※2 ノーマライゼーション  
障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できる社会づくりをめざすという考え方

※3 特別支援学校  
障害の重複化や多様化をふまえ、以前の「盲・聾・養護学校」を改めさまざまなニーズに柔軟に対応できるよう制度化された、障害種別にとらわれず設置することができる学校。あわせて、地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが求められている。

## <計画検討の流れ>

計画は次のとおり検討審議されました。

開催日	会の種類	主な内容
平成 29 年 3月 24 日	意見交換会 【障害児分野①】	【対象】 発育や発達に遅れや不安のある未就 円児の保護者対象
3月 29 日	意見交換会 【精神障害分野①】	【対象】 精神障害者の家族対象
4月 26 日	意見交換会 【精神障害分野②】	【対象】 精神障害当事者対象
6月 1 日	意見交換会 【精神障害分野③】	【対象】 精神障害者の支援者対象
6月 6 日	平成 29 年度 第 1 回 障害者計画等推進協議会	・高知市障害者計画・障害福祉計画(平成 27～29年度)の取り組み状況(施策の実 績と課題等) ・第5期障害福祉計画に係る基本指針に ついて ・次期計画の方向性
7月 16 日	意見交換会 【障害児分野②】	【対象】 重症心身障害児の保護者対象
9月 1 日	第2回 障害者計画等推進協議会	・調査及び意見交換会の結果 ・次期計画概要(案)
12月 1 日	第3回 障害者計画等推進協議会	・高知市障害者計画(平成30～32年度) 素案
1月 10 日	第4回 障害者計画等推進協議会	・高知市障害福祉計画・障害児福祉計画 (平成30～32年)素案
1月 22 日 ～ 2月 13 日	パブリックコメント	
2月 28 日	第5回 障害者計画等推進協議会	・高知市障害者計画・障害福祉計画・障害 児福祉計画(平成30～32年度)原案







## 5 計画の点検・評価

計画策定後は、高知市障害者計画等推進協議会で、定期的に計画の評価、進管理を行います。協議会の議事録や資料は本市のホームページで市民に公開し、その意見も反映していきます。

## 6 高知市障害者計画等推進協議会委員名簿

(任期:平成 28 年4月1日～平成 31 年3月 31 日)会長, 副会長以下五十音順

	氏名	所属・役職等	協議会 役職
1	鈴木 孝典	高知県立大学 社会福祉学部 准教授	会長
2	中屋 圭二	NPO 法人高知市身体障害者連合会 会長	副会長
3	小嶋 友乃	公募委員	
4	川村 郁子	高知県立療育福祉センター 発達支援部 部長	
5	澁谷 文香	NPO 法人ブルースター 就労サポートセンターかみまち 所長	
6	下田 和正	公募委員	
7	曾根 美智子	(社福)高知市社会福祉協議会 共に生きる課 障害者相談支援担当主監	
8	高橋 博規	公募委員	
9	竹岡 京子	高知市手をつなぐ育成会 副会長	
10	竹島 和賀子	NPO 法人高知県難病団体連絡協議会 理事長	
11	久武 稔幸	(社福)ファミリーユ高知 高知ハビリテーリングセンター 主任	
12	松尾 美絵	高知市精神障害者家族会連合会 会長	
13	松本 郁夫	(社福)太陽福祉会 高知障害者就業・生活支援センターシャイン 所長	
14	矢野川祥典	高知大学教育学部附属特別支援学校 進路指導主事	
15	山本 博之	(社福)昭和会 福祉牧場おおなる園施設長	
16	横田 彰	高知市民生委員児童委員協議会連合会 五台山地区民生委員児童委員協議会 会長	



## Ⅱ 本論

- 第1章 障害のある人の現状
- 第2章 基本理念
- 第3章 基本方針
- 第4章 計画の推進のために
- 第5章 計画の概要
- 第6章 重点施策の概要
- 第7章 具体的施策
- 第8章 障害福祉サービスを円滑に推進するために





# 第1章 障害のある人の現状

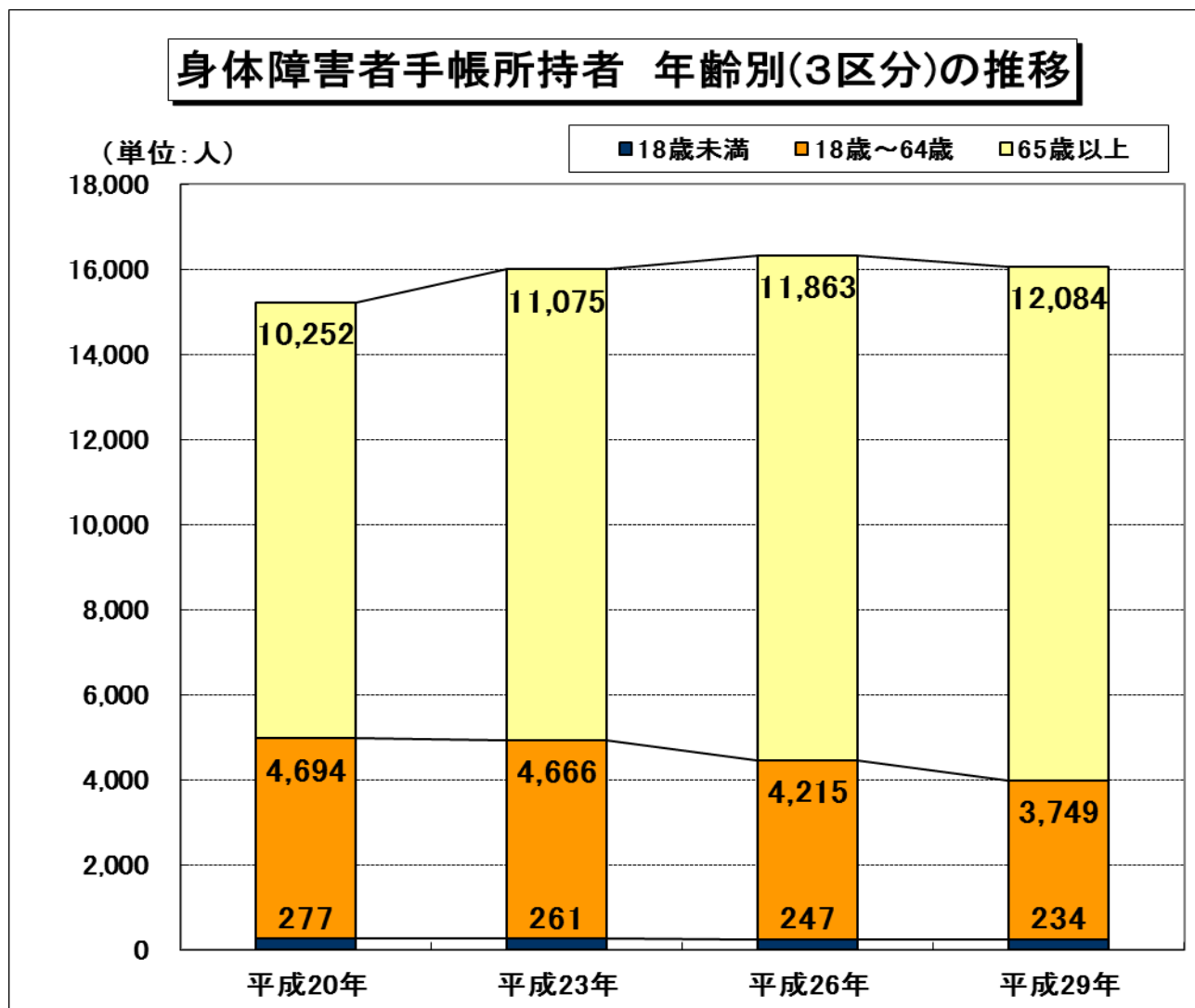
## 1-1 身体障害者

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、年々増加傾向にありましたが、平成29年度においては若干の減少に転じています。

平成20年から29年までの間に、年齢別(3区分)では65歳未満が減少しているのに対して、65歳以上は9年間で18%増加しています。

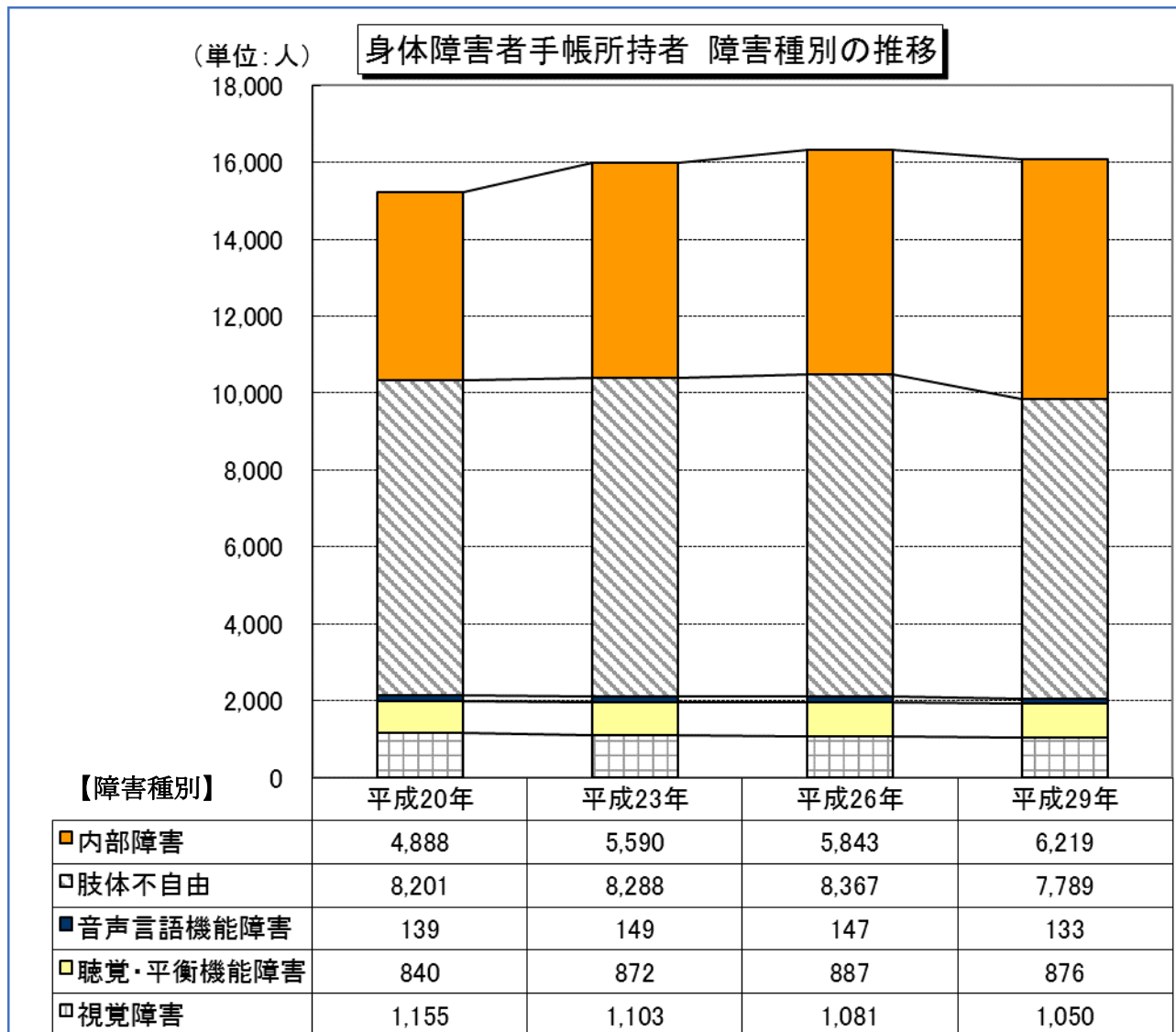
本市全体では65歳以上が過去9年間で25%増加(平成20年:75,028人⇒平成29年:94,032人)しており、身体障害のある人も高齢化が進んでいるといえます。



(各年3月末時点)

## (2) 障害種別の推移

身体障害者手帳所持者数を障害種別ごとに見ていくと、特に内部障害※の伸びが最も大きく(平成20年から29年までの間に27%増)、次いで聴覚・平衡機能障害※が伸びています(同4%)。



(各年3月末時点)

※ 内部障害

心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度と認められる障害をいう。

※ 聴覚・平衡機能障害

聴覚機能や体を正常な位置に保つ機能の障害をいう。

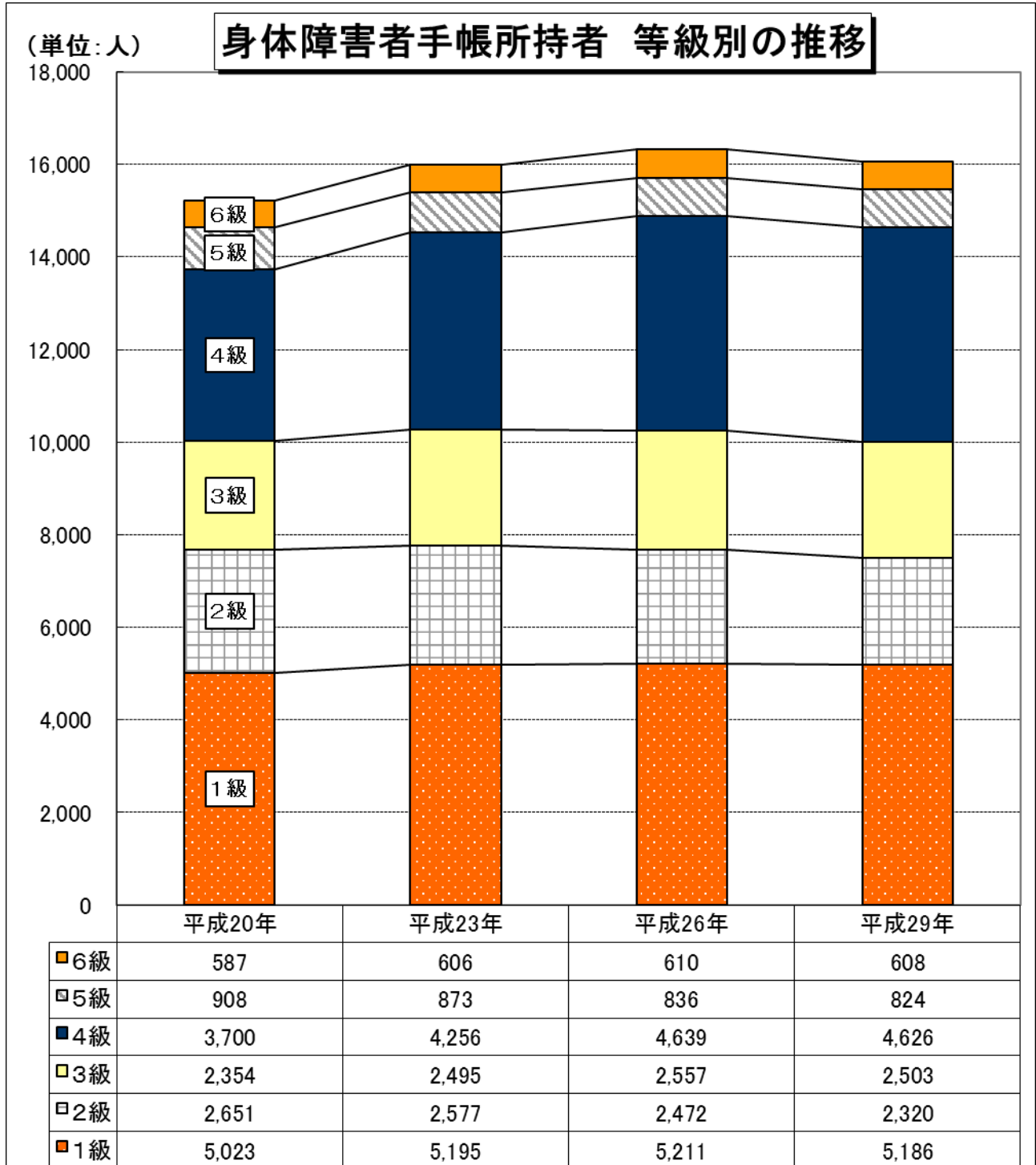
聴覚障害については両耳の聴力がそれぞれ70dB以上の者(40cm以上の距離で発声された会話が理解できない。), 一方の耳の聴力が90dB以上で他方の耳の聴力が50dB以上の者, 平衡機能については著しい障害のある人をいう。





### (3) 等級別の推移

身体障害者手帳所持者数を等級別に見ていくと、平成20年から29年までの間に、1級は3%増、3級は6%増、4級は25%増、6級は4%増となっており、全体的に4級の比率が高まっています。



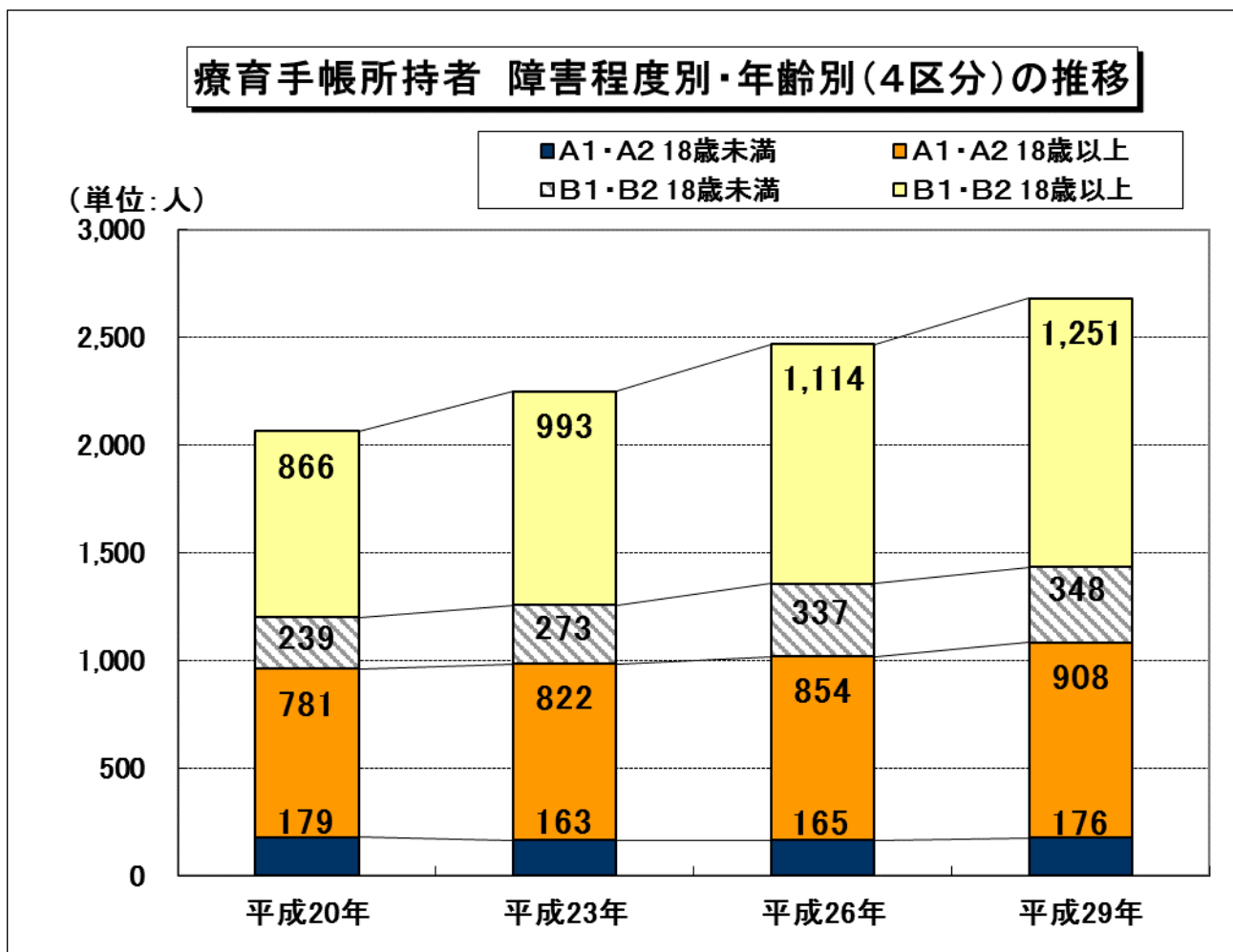
(各年3月末時点)

## 1-2 知的障害者

### (1) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳※所持者数の推移は、年々増加傾向にあります。

平成20年から29年までの間に、障害程度別・年齢別(4区分)では、中度・軽度については18歳未満が46%増加, 18歳以上で44%増加しています。また、最重度・重度については、18歳未満が2%減少しているのに対して、18歳以上は16%増加しています。



(各年3月末時点)

\* 療育手帳の障害程度が A1 及び A2 を最重度・重度, B1 及び B2 を中度・軽度とした。

※ 療育手帳

知的障害のある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳で、高知県療育福祉センターにおいて、知的障害者であると判断された人に対して交付される手帳をいう。



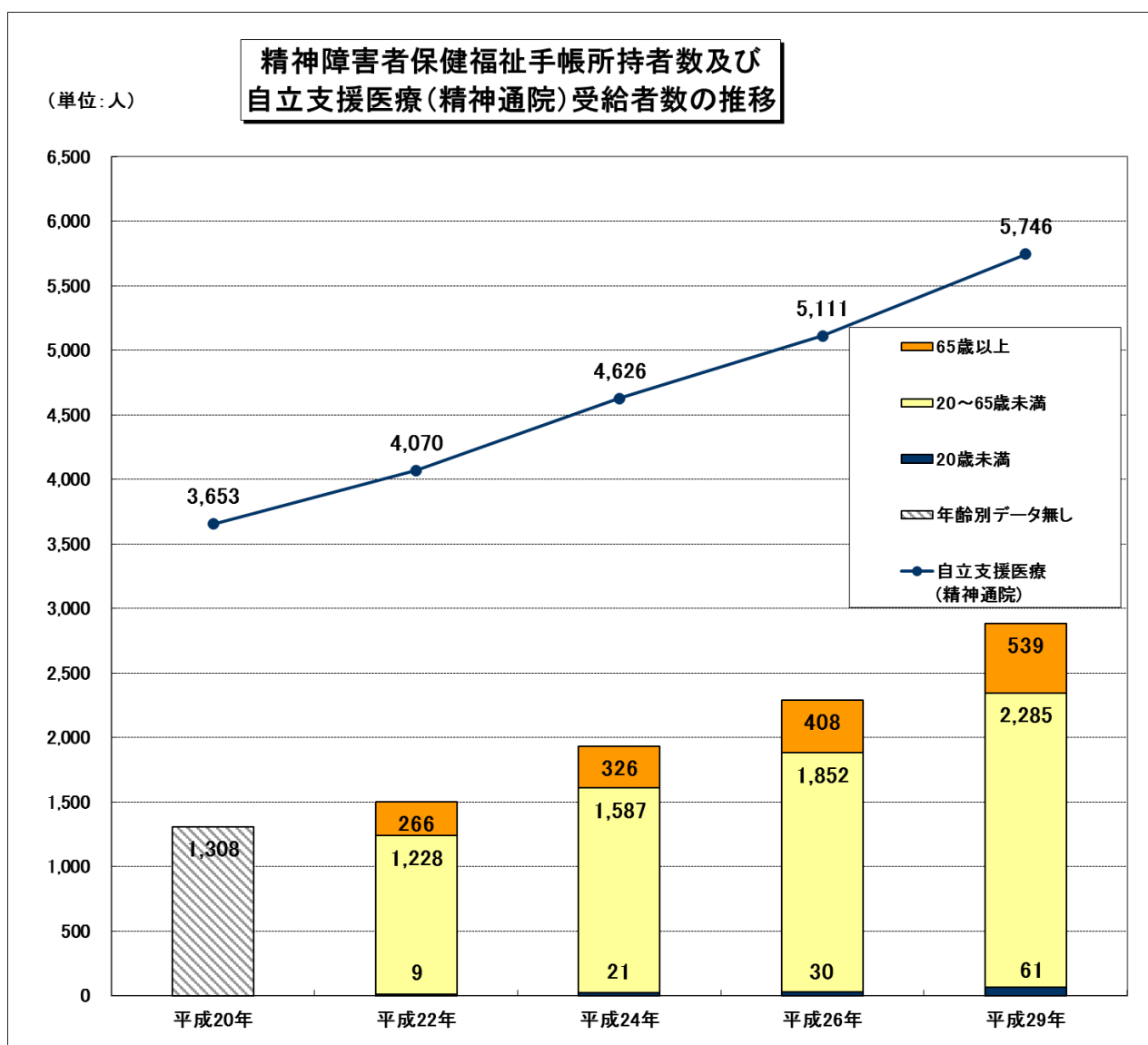




## 1-3 精神障害者

### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数，自立支援医療（精神通院）受給者数とも増加しています。

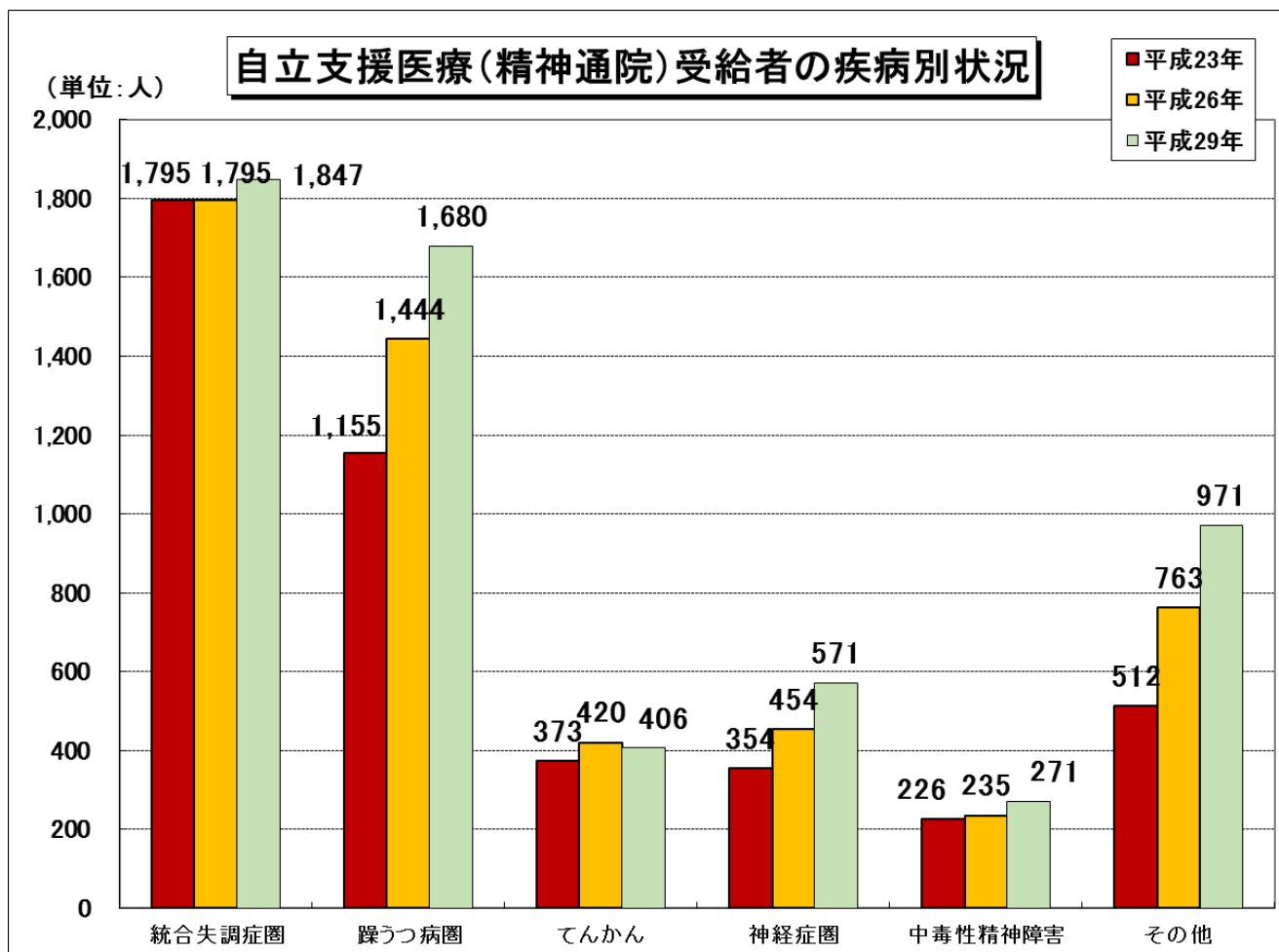


(各年3月末時点, 高知県提供)

\* 平成20年は年齢別データ無し。

## (2) 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病別状況

自立支援医療（精神通院）受給者の疾病別状況を見ると、統合失調症圏※が最も多く、次いで躁うつ病圏となっています。



(各年3月末時点, 高知県提供)

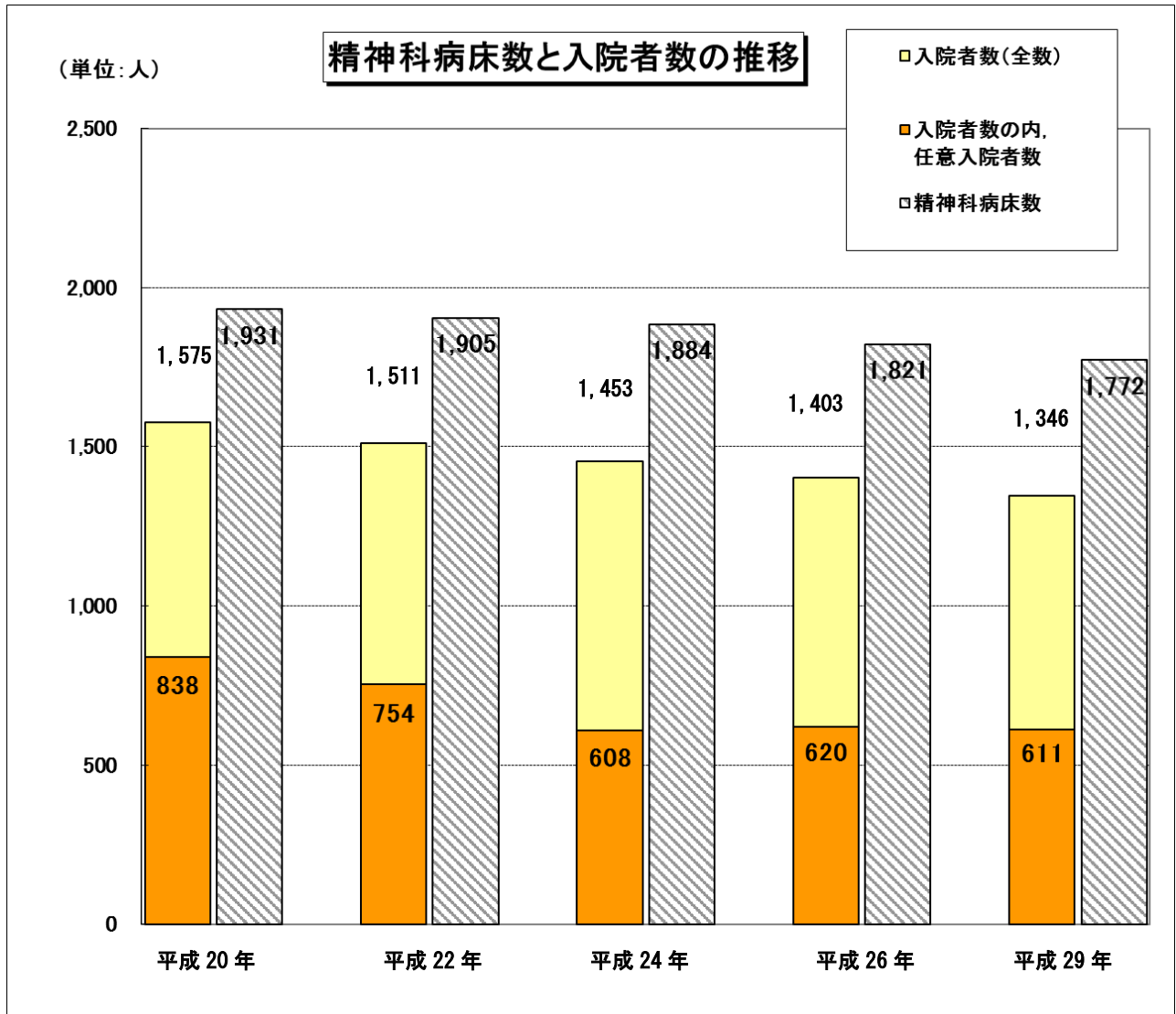
※ 統合失調症圏  
統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害等





### (3) 精神科病床数と入院者数の推移

精神科病床数と入院者数の推移は、病床数・入院者数とも減少傾向にあります。



(各年3月末時点, 高知県提供)

## 1-4 難病※

### (1) 特定医療費※受給者の疾患群の状況

特定医療費受給者の疾患群の状況をみると、神経・筋疾患が最も多く、次いで消化器系疾患、免疫系疾患となっています。

疾患群	人数	割合
神経・筋疾患(79疾病)	814	28.5%
消化器系疾患(20疾病)	592	20.7%
免疫系疾患(26疾病)	462	16.2%
骨・関節系疾患(13疾病)	222	7.8%
皮膚・結合組織疾患(16疾病)	181	6.3%
血液系疾患(11疾病)	151	5.3%
呼吸器系疾患(13疾病)	141	4.9%
腎・泌尿器系疾患(12疾病)	83	2.9%
視覚系疾患(6疾病)	80	2.8%
内分泌系疾患(16疾病)	59	2.1%
循環器系疾患(17疾病)	49	1.7%
代謝系疾患(34疾病)	23	0.8%
その他(43疾病)	1	0.0%
合計	2858	100.0%

平成29年3月末(306疾病)

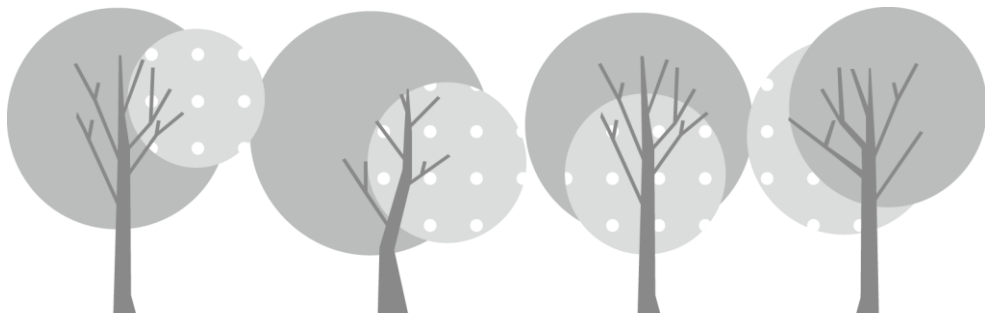
※ 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることになるもの。

※ 特定医療費

支給認定を受けた指定難病の患者が、支給認定の有効期間内において、特定医療を受けたときに、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、当該指定特定医療に要した費用について支給されるもの。指定難病とは、難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること等の要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見をきいて指定するもの。





## 第2章 基本理念

障害の有無にかかわらず，市民一人ひとりが互いに  
支え合い，いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

全ての人共生できる  
地域社会の実現

ライフステージ<sup>※10</sup>に沿  
った夢や希望の実現

障害の有無にかかわらず，市民一人ひとりが互いに支え合い，いきいきと輝いて暮らせるまちづくりのために，お互いに理解し，人格と個性を尊重し合いながら，住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会の実現をめざします。

その社会の中で，障害のある人が自己の能力を最大限に発揮し，夢や希望を実現するための支援体制の構築をめざします。

※10 ライフステージ

誕生から死に至るまでの人の人生には，発達や社会生活の側面において，さまざまな段階が存在し，その段階ごとに特徴が現れる。この人生における各々の特徴を持った段階をいう。





## 第3章 基本方針

---

### ● 全ての人共生できる地域社会の実現のために

共生社会の実現のためには、障害のある人が生活や活動について自分で選び、決定することができ、地域の一員として包容(インクルージョン<sup>※11</sup>)される社会づくりが重要です。

そのために、自立した生活をめざした支援やサービスの充実を図っていくとともに、社会にある障害を理由とした差別や偏見をなくし、ソフト、ハードの両面にわたるバリアフリー<sup>※12</sup>を推進していきます。

### ● ライフステージに沿った夢や希望の実現のために

障害のある人が夢や希望を実現していくためには、その人の可能性や能力を高めることが重要です。

そのためには、その人のライフステージに沿った切れ目ない支援体制や障害の特性や状態、個々のニーズに応じた支援体制の構築とともに、家族への支援も必要です。これらについて、保健・医療・福祉の連携や市民と行政の協働によって充実を図っていきます。

---

※11 インクルージョン

地域社会において、全ての人々が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合うことを表す。

※12 バリアフリー

高齢者や障害のある人等の行動を妨げている障壁を取り除いた建築設計。また、高齢者や障害のある人等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

## 第4章 計画の推進のために

「障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」を実現するためには、市民、地域、企業、医療・福祉関係機関、障害者団体、NPO、行政がそれぞれの立場で互いに協力し合うことが必要です。そのためには、以下のような役割が求められます。

### ◎高知市の役割

- ・国や高知県との連携
- ・サービス基盤の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市民・企業・関係機関への支援、協働
- ・人材の育成
- ・実態・ニーズの把握
- ・地域の資源の把握とネットワーク化

### ◎市民の役割

- ・お互いの人格や個性の尊重、支え合い
- ・計画推進のための主体的な取組への参加

### ◎障害のある市民の役割

- ・障害者計画推進の主役としてのかかわり
- ・障害ごとの特性や、障害があっても工夫によりいきがいを持ち、生活できること等についての、情報発信による啓発
- ・主体的な生活を送るための自己選択・自己決定

### ◎地域の役割

- ・住民同士の見守りや声かけといった支え合い活動
- ・民生委員や町内会、各種組織やサークル等の活動

### ◎企業の役割

- ・障害のある人の雇用に向けての取組
- ・障害のある人が働きやすい環境の整備
- ・障害のある人が利用しやすい環境の整備







- ◎関係機関の役割
- ・ 専門的なサービスの担い手
- 〔 指定事業所  
医療機関 等 〕
- ・ 情報提供・相談支援
  - ・ 人材の育成
  - ・ 地域の資源の把握とネットワーク化

- ◎障害者団体の役割
- ・ 意見の集約
  - ・ 障害当事者の活動の支援
  - ・ バリアフリーの普及啓発

- ◎NPO<sup>※13</sup>・ボランティア団体の役割
- ・ 障害のある人のニーズと必要な情報や人とをつなぐ、  
自発的な社会貢献活動
  - ・ 市民・行政・企業等の地域の横の連携

---

※13 NPO

Nonprofit Organization の略であり、具体的には、医療・福祉、環境、文化・芸能、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性等あらゆる分野の民間非営利組織で、法人格の有無や種類は問わない。

# 第5章 計画の概要

<基本理念>

障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

<施策区分>

1  
**保健・医療の充実**  
～健やかで活力ある生活を送るために～

<施策>

1-1  
健康的な生活習慣づくり

1-2  
保健・医療・福祉の連携  
・難病患者への個別支援の充実  
・障害のある人と子どもの歯科保健の充実

2  
**生活支援の充実**  
～住み慣れた地域で人とのつながりを大切に  
暮らせるために～

2-1  
**新たな相談支援体制の構築**

2-2  
**生活支援サービスの充実**

2-3  
精神障害者の地域生活実現のための支援

2-4  
社会参加・いきがいの促進

2-5  
権利擁護の推進

2-6  
施設入所者の生活の質の向上

3  
**多様な雇用と就労の促進**  
～自己の能力を最大限に発揮し、自立した  
生活をめざすために～

3-1  
**適性に応じた就労と職場定着への支援**

3-2  
障害者の就労に関する事業所の理解促進

4  
**療育・保育・教育等における  
切れ目ない支援体制の充実**  
～健やかに成長・発達するために～

4-1  
地域連携体制の充実  
・早期発見・早期療育システムの充実  
・サポートファイルの効果的な利用推進  
・重度の障害のある子ども(医療的ケア児を含む)への支援のための  
関係機関の協議の場の設置

4-2  
**保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの発達に  
応じた支援の充実**

・就学前の支援の充実  
・学校教育の支援の充実(特別支援教育の充実)  
・放課後・長期休暇への支援内容の充実  
・卒業後に向けた支援の強化

5  
**家族支援の充実**  
～家族が障害のある人・子どもとともに  
地域で安心して暮らせるために～

2-1(再掲)  
新たな相談支援体制の構築

2-2(再掲)  
生活支援サービスの充実

2-4(再掲)  
社会参加・いきがいの促進

4-1(再掲)  
地域連携体制の充実

6  
**啓発の充実**  
～ともに理解し、一人ひとりが互いに支えあ  
まちをめざすために～

6-1  
障害への正しい理解と偏見・差別の解消

6-2  
成人の発達障害のある人への理解と支援促進

7  
**生活・社会環境の充実と  
安心安全のしくみづくり**  
～誰もが住み慣れた地域で安心して  
暮らせるために～

7-1  
住居、交通、まちづくり、情報に関するバリアフリーの推進  
・住居、交通、まちづくり  
・情報

7-2  
災害時の支援体制の構築





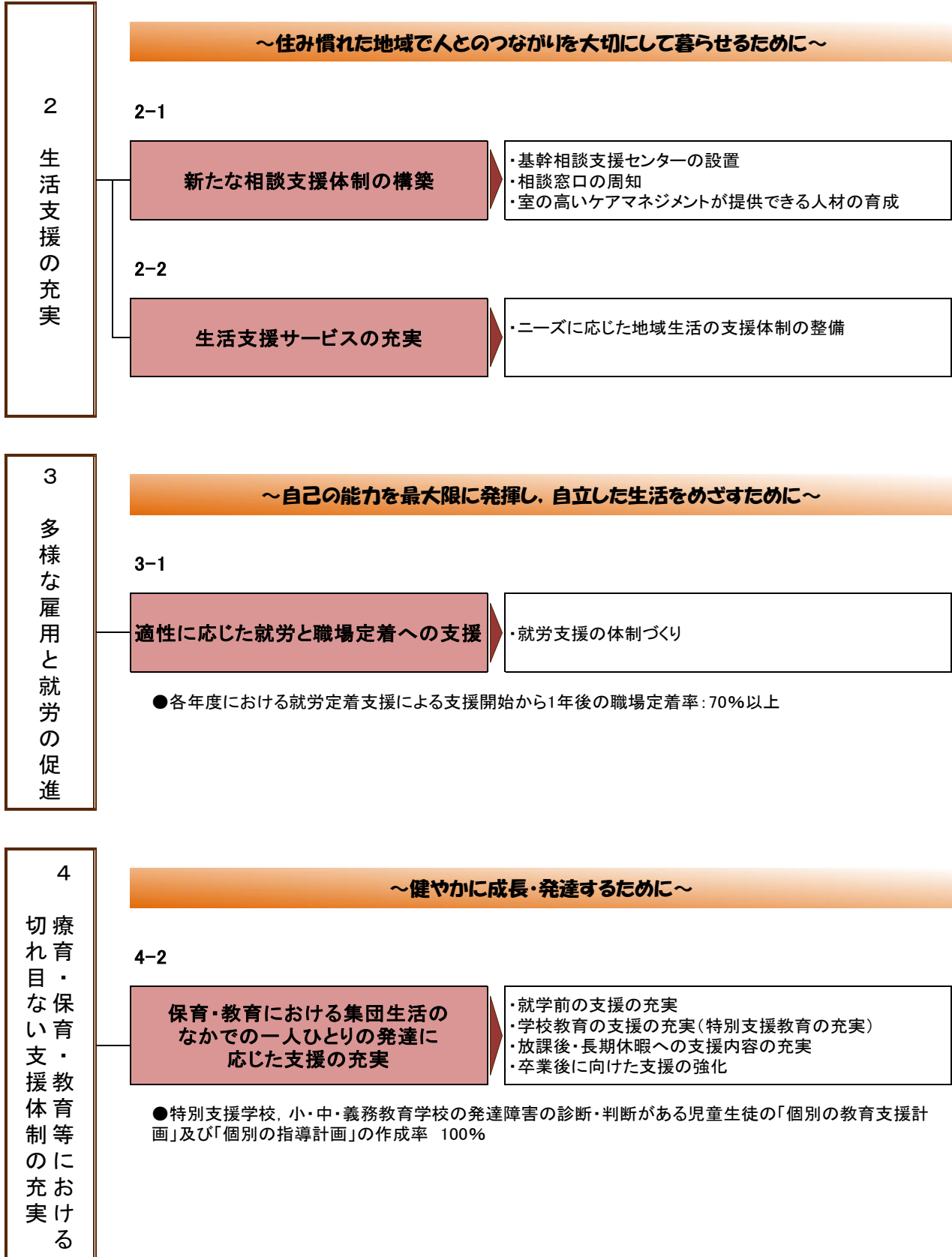
## 第6章 重点施策の概要

●は指標・目標値

<施策区分>

<施策>

<主な取り組み>



**第3回**  
**推進協議会**  
**資料**



障害福祉計画  
障害児福祉計画





**第4回  
推進協議会  
資料**





## Ⅲ 資料



## ニーズ調査

### 1 障害等のある人の支援に関する調査

- ・ 調査期間：平成 29 年 4 月～5 月
- ・ 調査対象：平成 29 年 3 月 31 日現在，本市に住民基本台帳を有する 18 歳以上の身体障害者手帳または療育手帳を保有し，障害者支援施設及び療養介護利用者を除いた者から，以下対象者を無作為抽出。
  - ①身体障害者手帳保有者 18～64 歳 1,600 人
  - ②身体障害者手帳保有者 65 歳以上 250 人
  - ③療育手帳保有者 18 歳以上 650 人
- ・ 調査方法：自記式アンケートを対象者に郵送し，返信用封筒での回答（無記名）。
- ・ 有効回答・集計対象：対象者 2,500 人のうち 1,301 人より回答あり（回収率 52.0%）

### 2 障害等のある子どもの支援に関する調査

- ・ 調査期間：平成 29 年 5 月
- ・ 調査対象：平成 29 年 4 月 1 日現在，本市に住民基本台帳を有し，以下の①から⑥の条件のいずれかを満たす，平成 11 年 4 月 2 日以降に生まれたお子さん及び保護者
  - ① 身体障害者手帳を所持している 218 人
  - ② 療育手帳を所持している 434 人
  - ③ 特別児童扶養手当を受給している 881 人
  - ④ 障害福祉サービス受給者証を所持している 817 人
  - ⑤ 特別支援加配保育士の配置を受けている 228 人
  - ⑥ 義務教育の年齢で，市立学校の特別支援学級または特別支援学校に在籍している 731 人
- ・ 調査方法：自記式アンケートを対象者に郵送（⑤のみ各園から手渡し）し，返信用封筒での回答を求めた。
- ・ 有効回答・集計対象：対象者 1,664 人（①～⑥の重複者を除いた実数）のうち 912 人より回答あり（回収率 54.8%）





## 意見交換会

- 1 対象 発育や発達に遅れや不安のある未就園児の保護者(親子通園施設「ひまわり園」利用者)  
日時 平成 29 年 3 月 24 日(金)  
主な内容 ・1歳6か月児健診について  
・サポートファイルについて  
・ひまわり園の施設について
  
- 2 対象 重症心身障害児の保護者(Smile Support Kochi)  
日時 平成 29 年 7 月 16 日(日)  
主な内容 ・医療・療育について  
・福祉サービスについて  
・保育・教育について  
・災害時の対応について  
・サポートファイルについて  
・母親支援について
  
- 3 対象 精神障害者の家族(高知市精神障害者家族会連合会)  
日時 平成 29 年 3 月 29 日(水)  
主な内容 ・生活・福祉サービスについて  
・医療・保健について  
・就労について
  
- 4 対象 精神障害当事者(高知市ピアサポーター養成研修会修了者)  
日時 平成 29 年 4 月 26 日(水)  
主な内容 ・就労定着について  
・健康管理について  
・居場所について  
(アルコール依存症の方への支援について)

- 5 対象 精神障害者の支援者(高知市精神障害者地域移行支援者会議)  
日時 平成 29 年6月1日(木)  
主な内容 ・地域移行・地域定着について



編集・発行

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市健康福祉部

健康福祉総務課 電話 088-823-9440

障がい福祉課 電話 088-823-9378